

平成 29 年度 第 3 回 逗子市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成 30 年 1 月 23 日 (火)

午後 2 時～

場 所 逗子市役所 5 階第 2 会議室

1 議題

(1) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について (報告)

(2) 平成 30 年度逗子市国民健康保険事業特別会計予算 (案) について

(3) 平成 29 年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算 (案) について

(4) その他

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

平成 30 年度から、国民健康保険料の応能・応益割合を変更するとともに、保険料軽減割合を変更するに当たり、次のとおり改正を行う。

- 1 応能・応益割合を現行の 65 : 35 から 55 : 45 へ変更する。

改正条文 第 12 条、第 12 条の 5 の 5 及び第 12 条の 9 第 1 号の所得割の割合を 100 分の 65 から 100 分の 55 に、同様に第 2 号の被保険者均等割の割合を 100 分の 25 から 100 分の 30 に、第 3 号の世帯別平等割の割合を 100 分の 10 から 100 分の 15 に改正

- 2 保険料軽減割合を現行の 6 割・4 割軽減から 7 割・5 割・2 割軽減へ変更する。

改正条文 第 16 条の 2 に規定する軽減割合を 10 分の 6 から 10 分の 7 に、10 分の 4 から 10 分の 5 に改正し、第 3 号を追加

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「100分の65」を「100分の55」に、同項第2号中「100分の25」を「100分の30」に、同項第3号中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第12条の5の5第1項第1号中「100分の65」を「100分の55」に、同項第2号中「100分の25」を「100分の30」に、同項第3号中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第12条の9第1項第1号中「100分の65」を「100分の55」に、同項第2号中「100分の25」を「100分の30」に、同項第3号中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第16条の2第1項第1号ア及びイ中「10分の6」を「10分の7」に改め、同項第2号ア及びイ中「10分の4」を「10分の5」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、施行令第29条の7第5項第3号ハに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の逗子市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

逗子市国民健康保険条例（昭和34年逗子市条例第13条）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の65</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の<u>100分の25</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の<u>100分の10</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の<u>100分の30</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の<u>100分の15</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する</p>	<p>応能・応益割合の変更</p> <p>応能・応益割合の変更</p> <p>応能・応益割合の変更</p>

月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の65に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦

月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦

応能・応益
割合の変更

応能・応益
割合の変更

応能・応益
割合の変更

課総額の100分の10に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の65に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の10に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

2・3 (略)

(保険料の減額)

課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の55に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

2・3 (略)

(保険料の減額)

応能・応益
割合の変更

応能・応益
割合の変更

応能・応益
割合の変更

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、

同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の6を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の6を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、施行令第29条の7第5項第3号ロに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期

同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、施行令第29条の7第5項第3号ロに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期

軽減割合
の変更
軽減割合
の変更

日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の4を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の4を乗じて得た額

日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、施行令第29条の7第5項第3号ハに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割

軽減割合の
変更

軽減割合
の変更

軽減割合の
変更

2～4 (略)

額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2～4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の逗子市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

年度別国民健康保険事業特別会計予算表

(単位:円)

款項目	歳出	当初予算					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減(30-29)	比較(30/29)
1 総務費		93,194,000	92,465,000	118,435,000	89,749,000	-28,686,000	75.78%
1 総務管理費		87,573,000	87,317,000	113,168,000	85,850,000	-27,318,000	75.86%
1 一般管理費		86,806,000	86,936,000	112,802,000	85,246,000	-27,556,000	75.57%
1 職員給与等		63,422,000	67,058,000	68,031,000	63,293,000	-4,738,000	93.04%
2 一般管理事務費		23,384,000	19,878,000	44,771,000	21,953,000	-22,818,000	49.03%
2 連合会負担金		767,000	381,000	366,000	604,000	238,000	165.03%
2 徴収費 1 賦課徴収費		5,411,000	4,938,000	5,057,000	3,619,000	-1,438,000	71.56%
3 運営協議会費 1 運営協議会費		210,000	210,000	210,000	280,000	70,000	133.33%
2 保険給付費		4,747,051,000	4,710,963,000	4,566,241,000	4,599,394,000	33,153,000	100.73%
1 療養諸費		4,238,281,000	4,209,511,000	4,069,073,000	4,023,100,000	-45,973,000	98.87%
1 一般被保険者療養給付費		3,993,000,000	4,020,774,000	3,911,092,000	3,900,000,000	-11,092,000	99.72%
2 退職被保険者等療養給付費		175,839,000	120,515,000	87,671,000	40,000,000	-47,671,000	45.63%
3 一般被保険者療養費		57,048,000	57,048,000	57,048,000	70,000,000	12,952,000	122.70%
4 退職被保険者等療養費		1,994,000	2,126,000	2,102,000	1,500,000	-602,000	71.36%
5 審査支払手数料		10,400,000	9,048,000	11,160,000	11,600,000	440,000	103.94%
2 高額療養費		471,704,000	464,706,000	460,422,000	543,750,000	83,328,000	118.10%
1 一般被保険者高額療養費		448,200,000	448,200,000	448,200,000	540,000,000	91,800,000	120.48%
2 退職被保険者等高額療養費		22,754,000	15,756,000	11,472,000	3,000,000	-8,472,000	26.15%
3 一般被保険者高額介護合算療養費		500,000	500,000	500,000	500,000	0	100.00%
4 退職被保険者等高額介護合算療養費		250,000	250,000	250,000	250,000	0	100.00%
3 移送費		550,000	230,000	230,000	230,000	0	100.00%
1 一般被保険者移送費		350,000	150,000	150,000	150,000	0	100.00%
2 退職被保険者等移送費		200,000	80,000	80,000	80,000	0	100.00%
4 出産育児諸費		31,516,000	31,516,000	31,516,000	27,314,000	-4,202,000	86.67%
1 出産育児一時金		31,500,000	31,500,000	31,500,000	27,300,000	-4,200,000	86.67%
2 支払手数料		16,000	16,000	16,000	14,000	-2,000	87.50%
5 葬祭諸費 1 葬祭費		5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	100.00%
3 後期高齢者支援金等 1 後期高齢者支援金等		877,741,000	877,743,000	914,683,000	0	-914,683,000	0.00%
1 後期高齢者支援金		877,682,000	877,682,000	914,624,000	0	-914,624,000	0.00%
2 後期高齢者関係事務費拠出金		59,000	61,000	59,000	0	-59,000	0.00%
4 前期高齢者納付金等 1 前期高齢者納付金等		470,000	937,000	3,089,000	0	-3,089,000	0.00%
1 前期高齢者納付金等		409,000	878,000	3,032,000	0	-3,032,000	0.00%
2 前期高齢者関係事務費拠出金		61,000	59,000	57,000	0	-57,000	0.00%
5 老人保健拠出金 1 老人保健拠出金		36,000	36,000	28,000	0	-28,000	0.00%
1 老人保健医療費拠出金		1,000	1,000	1,000	0	-1,000	0.00%
2 老人保健事務費拠出金		35,000	35,000	27,000	0	-27,000	0.00%
6 介護納付金 1 介護納付金 1 介護納付金		340,420,000	318,539,000	319,615,000	0	-319,615,000	0.00%
7 共同事業拠出金 1 共同事業拠出金		1,548,843,000	1,548,843,000	1,728,890,000	1,000	-1,728,889,000	0.00%
1 高額医療費共同事業医療費拠出金		132,322,000	132,322,000	194,547,000	0	-194,547,000	0.00%
2 保険財政共同安定化事業拠出金		1,416,519,000	1,416,519,000	1,534,341,000	0	-1,534,341,000	0.00%
3 その他共同事業拠出金		2,000	2,000	2,000	1,000	-1,000	50.00%
8 保健事業費		54,630,000	53,159,000	53,404,000	53,560,000	156,000	100.29%
1 特定健康診査等事業費 1 特定健診・特定保健指導費		52,534,000	51,063,000	51,308,000	51,308,000	0	100.00%
2 保健事業費 1 保健普及費		2,096,000	2,096,000	2,096,000	2,252,000	156,000	107.44%
9 基金積立金 1 基金積立金		1,000	1,000	1,000	1,000	0	100.00%
1 国民健康保険事業運営基金積立金		1,000	1,000	1,000	1,000	0	100.00%
10 公債費 1 一般公債費 1 利子		1,000	1,000	1,000	1,000	0	100.00%
11 諸支支出金		5,813,000	5,613,000	5,613,000	9,705,000	4,092,000	172.90%
1 償還金及び還付加算金		5,812,000	5,612,000	5,612,000	9,704,000	4,092,000	172.92%
1 一般被保険者保険料還付金		5,400,000	5,200,000	5,200,000	7,000,000	1,800,000	134.62%
2 退職被保険者等保険料還付金		200,000	200,000	200,000	200,000	0	100.00%
3 償還金		1,000	1,000	1,000	1,000	0	100.00%
4 一般被保険者還付加算金		200,000	200,000	200,000	200,000	0	100.00%
5 退職被保険者等還付加算金		10,000	10,000	10,000	10,000	0	100.00%
6 国庫支出金返納金		1,000	1,000	1,000	2,292,000	2,291,000	229200.00%
8 保険給付費等交付金償還金		-	-	-	1,000	1,000	-
2 延滞金 1 延滞金		1,000	1,000	1,000	1,000	0	100.00%
12 予備費 1 予備費 1 予備費		5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	100.00%
13 国民健康保険事業費納付金		-	-	-	1,912,889,000	1,912,889,000	-
1 医療給付費分		-	-	-	1,275,261,000	1,275,261,000	-
1 一般被保険者医療給付費分		-	-	-	1,271,816,000	1,271,816,000	-
2 退職被保険者等医療給付費分		-	-	-	3,445,000	3,445,000	-
2 後期高齢者支援金等分		-	-	-	468,522,000	468,522,000	-
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分		-	-	-	467,229,000	467,229,000	-
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分		-	-	-	1,293,000	1,293,000	-
3 介護納付金分		-	-	-	169,106,000	169,106,000	-
計		7,673,200,000	7,613,300,000	7,715,000,000	6,670,300,000	-1,044,700,000	86.46%

年度別国民健康保険事業特別会計予算表

(単位:円)

款	項	目	歳入	当初予算				増減(30-29)	比較(30/29)
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
1	国民健康保険料	国民健康保険料	1,557,400,000	1,515,000,000	1,455,700,000	1,367,990,000	-87,710,000	93.97%	
	1	一般被保険者国民健康保険料	1,485,600,000	1,463,100,000	1,425,600,000	1,358,447,000	-67,153,000	95.29%	
		1医療給付費分現年度分	934,100,000	913,000,000	881,400,000	831,641,000	-49,759,000	94.35%	
		2後期高齢者支援金分現年度分	406,600,000	401,800,000	392,900,000	369,914,000	-22,986,000	94.15%	
		3介護納付金分現年度分	94,800,000	94,900,000	94,600,000	95,592,000	992,000	101.05%	
		4医療給付費分滞納繰越分	32,600,000	34,200,000	35,900,000	38,500,000	2,600,000	107.24%	
		5後期高齢者支援金分滞納繰越分	12,400,000	13,700,000	14,900,000	16,400,000	1,500,000	110.07%	
		6介護納付金分滞納繰越分	5,100,000	5,500,000	5,900,000	6,400,000	500,000	108.47%	
	2	退職被保険者等国民健康保険料	71,800,000	51,900,000	30,100,000	9,543,000	-20,557,000	31.70%	
		1医療給付費分現年度分	40,800,000	29,000,000	16,900,000	5,013,000	-11,887,000	29.66%	
		2後期高齢者支援金分現年度分	18,200,000	13,100,000	7,800,000	2,267,000	-5,533,000	29.06%	
		3介護納付金分現年度分	11,300,000	8,200,000	4,700,000	1,563,000	-3,137,000	33.26%	
		4医療給付費分滞納繰越分	1,000,000	1,100,000	500,000	500,000	0	100.00%	
		5後期高齢者支援金分滞納繰越分	300,000	300,000	100,000	100,000	0	100.00%	
		6介護納付金分滞納繰越分	200,000	200,000	100,000	100,000	0	100.00%	
2	国庫支出金		1,080,771,000	1,085,713,000	1,100,904,000	1,000	-1,100,903,000	0.00%	
	1	国庫負担金	1,080,295,000	1,085,615,000	1,084,302,000	0	-1,084,302,000	0.00%	
		1療養給付費等負担金	1,040,044,000	1,045,351,000	1,028,403,000	0	-1,028,403,000	0.00%	
		1現年度分	1,040,043,000	1,045,350,000	1,028,402,000	0	-1,028,402,000	0.00%	
		(一般被保険者国庫負担金分)	1,040,042,000	1,045,349,000	1,028,401,000	0	-1,028,401,000	0.00%	
		(老人保健医療費拠出金に対する負担金)	1,000	1,000	1,000	0	-1,000	0.00%	
		2過年度分	1,000	1,000	1,000	0	-1,000	0.00%	
		2高額療養費共同事業負担金	33,080,000	33,080,000	48,636,000	0	-48,636,000	0.00%	
		3特定健康診査等負担金	7,171,000	7,184,000	7,263,000	0	-7,263,000	0.00%	
	2	国庫補助金	476,000	98,000	16,602,000	0	-16,602,000	0.00%	
		1財政調整交付金	476,000	98,000	78,000	0	-78,000	0.00%	
		(特別調整交付金)	475,000	97,000	77,000	0	-77,000	0.00%	
		(普通調整交付金)	1,000	1,000	1,000	0	-1,000	0.00%	
		2国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	-	-	16,524,000	0	-16,524,000	0.00%	
	3	国庫補助金 1災害臨時特例補助金	-	-	-	1,000	1,000	-	
3	1	療養給付費等交付金	227,726,000	149,793,000	112,444,000	1,000	-112,443,000	0.00%	
		1現年度分	227,725,000	149,792,000	112,443,000	0	-112,443,000	0.00%	
		2過年度分	1,000	1,000	1,000	1,000	0	100.00%	
4	1	前期高齢者交付金	2,324,386,000	2,324,386,000	2,324,386,000	0	-2,324,386,000	0.00%	
		1前期高齢者交付金現年度分	2,324,385,000	2,324,385,000	2,324,385,000	0	-2,324,385,000	0.00%	
		2前期高齢者交付金過年度分	1,000	1,000	1,000	0	-1,000	0.00%	
5	県支出金		300,260,000	301,601,000	312,999,000	4,648,023,000	4,335,024,000	1485.00%	
	1	県負担金	40,251,000	40,264,000	55,899,000	0	-55,899,000	0.00%	
		1高額療養費共同事業負担金	33,080,000	33,080,000	48,636,000	0	-48,636,000	0.00%	
		2特定健康診査等負担金	7,171,000	7,184,000	7,263,000	0	-7,263,000	0.00%	
	2	県補助金	260,009,000	261,337,000	257,100,000	0	-257,100,000	0.00%	
		1県財政調整交付金	260,009,000	261,337,000	257,100,000	0	-257,100,000	0.00%	
	3	県補助金	-	-	-	4,648,023,000	4,648,023,000	-	
		1保険給付費等交付金	-	-	-	4,567,080,000	4,567,080,000	-	
		1保険給付費等交付金(普通交付金)	-	-	-	4,567,080,000	4,567,080,000	-	
		2保険給付費等交付金(特別交付金)	-	-	-	80,943,000	80,943,000	-	
		1保険者努力支援分	-	-	-	11,675,000	11,675,000	-	
		2特別調整交付金分	-	-	-	13,530,000	13,530,000	-	
		3県繰入金	-	-	-	41,198,000	41,198,000	-	
		4特定健診等負担金	-	-	-	14,540,000	14,540,000	-	
6	共同事業交付金	1共同事業交付金	1,482,681,000	1,482,680,000	1,631,616,000	0	-1,631,616,000	0.00%	
		1共同事業交付金	66,162,000	66,161,000	97,275,000	0	-97,275,000	0.00%	
		2保険財政共同安定化事業交付金	1,416,519,000	1,416,519,000	1,534,341,000	0	-1,534,341,000	0.00%	
7	財産収入	1財産運用収入 1利子及び配当金	1,000	1,000	1,000	1,000	0	100.00%	
8	繰入金		659,935,000	694,086,000	716,910,000	604,244,000	-112,666,000	84.28%	
	1	一般会計繰入金 1一般会計繰入金	628,285,000	662,436,000	685,260,000	572,594,000	-112,666,000	83.56%	
		1保険基盤安定繰入金	112,200,000	156,200,000	159,900,000	162,300,000	2,400,000	101.50%	
		2職員給与等繰入金	94,817,000	94,466,000	103,932,000	91,925,000	-12,007,000	88.45%	
		3出産育児一時金等繰入金	21,000,000	21,000,000	21,000,000	18,200,000	-2,800,000	86.67%	
		4財政安定化支援事業繰入金	22,677,000	15,928,000	15,664,000	15,405,000	-259,000	98.35%	
		5その他一般会計繰入金	377,591,000	374,842,000	384,764,000	284,764,000	-100,000,000	74.01%	
	2	基金繰入金	31,650,000	31,650,000	31,650,000	31,650,000	0	100.00%	
		1国民健康保険事業運営基金繰入金	31,650,000	31,650,000	31,650,000	31,650,000	0	100.00%	
9	1	繰越金	40,000,000	60,000,000	60,000,000	50,000,000	-10,000,000	83.33%	
10	諸収入		40,000	40,000	40,000	40,000	0	100.00%	
		1延滞金加算金及び過料	14,000	14,000	14,000	14,000	0	100.00%	
		2預金利子	1,000	1,000	1,000	1,000	0	100.00%	
		3雑入	25,000	25,000	25,000	25,000	0	100.00%	
		計	7,673,200,000	7,613,300,000	7,715,000,000	6,670,300,000	-1,044,700,000	86.46%	

平成29年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

資料 ⑥

(単位:円)

款項目	歳出	当初予算額	補正予算額	最終予算額	28年度最終予算額	増減
1	総務費	118,435,000	1,620,000	120,055,000	94,887,000	25,168,000
	1 総務管理費	113,168,000	1,620,000	114,788,000	89,739,000	25,049,000
	1 一般管理費	112,802,000	1,296,000	114,098,000	89,358,000	24,740,000
	1 職員給与等	68,031,000	0	68,031,000	66,999,000	1,032,000
	2 一般管理事務費	44,771,000	1,296,000	46,067,000	22,359,000	23,708,000
	2 連合会負担金	366,000	324,000	690,000	381,000	309,000
	2 徴収費 1 賦課徴収費	5,057,000	0	5,057,000	4,938,000	119,000
	3 運営協議会費 1 運営協議会費	210,000	0	210,000	210,000	0
2	保険給付費	4,566,241,000	146,494,000	4,712,735,000	4,895,557,000	-182,822,000
	1 療養諸費	4,069,073,000	56,694,000	4,125,767,000	4,323,305,000	-197,538,000
	1 一般被保険者療養給付費	3,911,092,000	53,908,000	3,965,000,000	4,125,000,000	-160,000,000
	2 退職被保険者等療養給付費	87,671,000	0	87,671,000	120,515,000	-32,844,000
	3 一般被保険者療養費	57,048,000	2,280,000	59,328,000	64,439,000	-5,111,000
	4 退職被保険者等療養費	2,102,000	0	2,102,000	2,126,000	-24,000
	5 審査支払手数料	11,160,000	506,000	11,666,000	11,225,000	441,000
	2 高額療養費	460,422,000	89,800,000	550,222,000	535,506,000	14,716,000
	1 一般被保険者高額療養費	448,200,000	89,800,000	538,000,000	519,000,000	19,000,000
	2 退職被保険者等高額療養費	11,472,000	0	11,472,000	15,756,000	-4,284,000
	3 一般被保険者高額介護合算療養費	500,000	0	500,000	500,000	0
	4 退職被保険者等高額介護合算療養費	250,000	0	250,000	250,000	0
	3 移送費	230,000	0	230,000	230,000	0
	1 一般被保険者移送費	150,000	0	150,000	150,000	0
	2 退職被保険者等移送費	80,000	0	80,000	80,000	0
	4 出産育児諸費	31,516,000	0	31,516,000	31,516,000	0
	1 出産育児一時金	31,500,000	0	31,500,000	31,500,000	0
	2 支払手数料	16,000	0	16,000	16,000	0
	5 葬祭諸費 1 葬祭費	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	0
3	後期高齢者支援金等 1 後期高齢者支援金等	914,683,000	-96,491,000	818,192,000	840,539,000	-22,347,000
	1 後期高齢者支援金	914,624,000	-96,491,000	818,133,000	840,478,000	-22,345,000
	2 後期高齢者関係事務費拠出金	59,000	0	59,000	61,000	-2,000
4	前期高齢者納付金等 1 前期高齢者納付金等	3,089,000	-91,000	2,998,000	612,000	2,386,000
	1 前期高齢者納付金	3,032,000	-91,000	2,941,000	553,000	2,388,000
	2 前期高齢者関係事務費拠出金	57,000	0	57,000	59,000	-2,000
5	老人保健拠出金 1 老人保健拠出金	28,000	-10,000	18,000	27,000	-9,000
	1 老人保健医療費拠出金	1,000	-1,000	0	0	0
	2 老人保健事務費拠出金	27,000	-9,000	18,000	27,000	-9,000
6	介護納付金 1 介護納付金 1 介護納付金	319,615,000	-3,003,000	316,612,000	317,794,000	-1,182,000
7	共同事業拠出金 1 共同事業拠出金	1,728,890,000	0	1,728,890,000	1,693,710,000	35,180,000
	1 高額医療費共同事業医療費拠出金	194,547,000	0	194,547,000	153,676,000	40,871,000
	2 保険財政共同安定化事業拠出金	1,534,341,000	0	1,534,341,000	1,540,032,000	-5,691,000
	3 その他共同事業拠出金	2,000	0	2,000	2,000	0
8	保健事業費	53,404,000	0	53,404,000	53,159,000	245,000
	1 特定健康診査等事業費 1 特定健診・特定保健指導費	51,308,000	0	51,308,000	51,063,000	245,000
	2 保健事業費 1 保健普及費	2,096,000	0	2,096,000	2,096,000	0
9	基金積立金 1 基金積立金	1,000	0	1,000	1,000	0
	1 国民健康保険事業運営基金積立金	1,000	0	1,000	1,000	0
10	公債費 1 一般公債費 1 利子	1,000	0	1,000	1,000	0
11	諸支出金	5,613,000	40,102,000	45,715,000	37,113,000	8,602,000
	1 償還金及び還付加算金	5,612,000	40,102,000	45,714,000	37,112,000	8,602,000
	1 一般被保険者保険料還付金	5,200,000	2,500,000	7,700,000	6,200,000	1,500,000
	2 退職被保険者等保険料還付金	200,000	0	200,000	200,000	0
	3 償還金	1,000	463,000	464,000	1,000	463,000
	4 一般被保険者還付加算金	200,000	0	200,000	200,000	0
	5 退職被保険者等還付加算金	10,000	0	10,000	10,000	0
	6 国庫支出金返納金	1,000	37,139,000	37,140,000	30,501,000	6,639,000
	2 延滞金 1 延滞金	1,000	0	1,000	1,000	0
12	予備費 1 予備費 1 予備費	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	0
	計	7,715,000,000	88,621,000	7,803,621,000	7,938,400,000	-134,779,000

平成29年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

資料 ⑦

(単位:円)

款 項 目	歳 入	当初予算額	補正予算額	最終予算額	28年度最終予算額	増 減
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,455,700,000	0	1,455,700,000	1,515,000,000	-59,300,000
	1 一般被保険者国民健康保険料	1,425,600,000	0	1,425,600,000	1,463,100,000	-37,500,000
	1 医療給付費分現年度分	881,400,000	0	881,400,000	913,000,000	-31,600,000
	2 後期高齢者支援金分現年度分	392,900,000	0	392,900,000	401,800,000	-8,900,000
	3 介護納付金分現年度分	94,600,000	0	94,600,000	94,900,000	-300,000
	4 医療給付費分滞納繰越分	35,900,000	0	35,900,000	34,200,000	1,700,000
	5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	14,900,000	0	14,900,000	13,700,000	1,200,000
	6 介護納付金分滞納繰越分	5,900,000	0	5,900,000	5,500,000	400,000
	2 退職被保険者等国民健康保険料	30,100,000	0	30,100,000	51,900,000	-21,800,000
	1 医療給付費分現年度分	16,900,000	0	16,900,000	29,000,000	-12,100,000
	2 後期高齢者支援金分現年度分	7,800,000	0	7,800,000	13,100,000	-5,300,000
	3 介護納付金分現年度分	4,700,000	0	4,700,000	8,200,000	-3,500,000
	4 医療給付費分滞納繰越分	500,000	0	500,000	1,100,000	-600,000
	5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	100,000	0	100,000	300,000	-200,000
	6 介護納付金分滞納繰越分	100,000	0	100,000	200,000	-100,000
2 国庫支出金		1,100,904,000	76,954,000	1,177,858,000	1,148,163,000	29,695,000
	1 国庫負担金	1,084,302,000	75,766,000	1,160,068,000	1,146,715,000	13,353,000
	1 療養給付費等負担金	1,028,403,000	75,766,000	1,104,169,000	1,102,804,000	1,365,000
	1 現年度分	1,028,402,000	75,766,000	1,104,168,000	1,102,803,000	1,365,000
	(一般被保険者国庫負担金)	1,028,401,000	75,767,000	1,104,168,000	1,102,803,000	1,365,000
	(老人保健医療費拠出金に対する負担金)	1,000	-1,000	0	0	0
	2 過年度分	1,000	0	1,000	1,000	0
	2 高額療養費共同事業負担金	48,636,000	0	48,636,000	36,727,000	11,909,000
	3 特定健康診査等負担金	7,263,000	0	7,263,000	7,184,000	79,000
	2 国庫補助金	16,602,000	1,188,000	17,790,000	1,448,000	16,342,000
	1 財政調整交付金	78,000	0	78,000	98,000	-20,000
	(特別調整交付金)	77,000	0	77,000	97,000	-20,000
	(普通調整交付金)	1,000	0	1,000	1,000	0
	2 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	16,524,000	324,000	16,848,000	1,350,000	15,498,000
	3 社会保障・税番号制度関係システム整備事業補助金	-	864,000	864,000	-	864,000
3 1 療養給付費等交付金		112,444,000	4,141,000	116,585,000	190,093,000	-73,508,000
	1 現年度分	112,443,000	-1,561,000	110,882,000	148,861,000	-37,979,000
	2 過年度分	1,000	5,702,000	5,703,000	41,232,000	-35,529,000
4 1 1 前期高齢者交付金		2,324,386,000	-190,017,000	2,134,369,000	2,288,025,000	-153,656,000
	1 前期高齢者交付金現年度分	2,324,385,000	-190,017,000	2,134,368,000	2,288,024,000	-153,656,000
	2 前期高齢者交付金過年度分	1,000	0	1,000	1,000	0
5 県支出金		312,999,000	18,940,000	331,939,000	319,611,000	12,328,000
	1 県負担金	55,899,000	0	55,899,000	43,911,000	11,988,000
	1 高額療養費共同事業負担金	48,636,000	0	48,636,000	36,727,000	11,909,000
	2 特定健康診査等負担金	7,263,000	0	7,263,000	7,184,000	79,000
	2 県補助金	257,100,000	18,940,000	276,040,000	275,700,000	340,000
	1 県財政調整交付金	257,100,000	18,940,000	276,040,000	275,700,000	340,000
6 共同事業交付金	1 共同事業交付金	1,631,616,000	0	1,631,616,000	1,613,486,000	18,130,000
	1 共同事業交付金	97,275,000	0	97,275,000	73,454,000	23,821,000
	2 保険財政共同安定化事業交付金	1,534,341,000	0	1,534,341,000	1,540,032,000	-5,691,000
7 財産収入	1 財産運用収入	1,000	0	1,000	1,000	0
8 繰入金		716,910,000	-37,836,000	679,074,000	666,282,000	12,792,000
	1 一般会計繰入金	685,260,000	-6,186,000	679,074,000	666,282,000	12,792,000
	1 保険基盤安定繰入金	159,900,000	2,417,000	162,317,000	159,986,000	2,331,000
	2 職員給与費等繰入金	103,932,000	432,000	104,364,000	95,538,000	8,826,000
	3 出産育児一時金等繰入金	21,000,000	0	21,000,000	21,000,000	0
	4 財政安定化支援事業繰入金	15,664,000	-259,000	15,405,000	15,663,000	-258,000
	5 その他一般会計繰入金	384,764,000	-8,776,000	375,988,000	374,095,000	1,893,000
	2 基金繰入金	31,650,000	-31,650,000	0	0	0
	1 国民健康保険事業運営基金繰入金	31,650,000	-31,650,000	0	0	0
9 1 繰越金		60,000,000	216,439,000	276,439,000	197,699,000	78,740,000
10 諸収入		40,000	0	40,000	40,000	0
	1 延滞金加算金及び過料	14,000	0	14,000	14,000	0
	2 預金利子	1,000	0	1,000	1,000	0
	3 雑入	25,000	0	25,000	25,000	0
計		7,715,000,000	88,621,000	7,803,621,000	7,938,400,000	-134,779,000

平成29年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

資料 ⑧

(単位:円)

款項目	歳出	当初予算額	補正1号	補正2号	予算現額
1	総務費	118,435,000	1,620,000	0	120,055,000
1	総務管理費	113,168,000	1,620,000	0	114,788,000
1	一般管理費	112,802,000	1,296,000	0	114,098,000
1	職員給与費等	68,031,000			68,031,000
2	一般管理事務費	44,771,000	1,296,000		46,067,000
2	連合会負担金	366,000	324,000		690,000
2	徴収費 1 賦課徴収費	5,057,000			5,057,000
3	運営協議会費 1 運営協議会費	210,000			210,000
2	保険給付費	4,566,241,000	70,800,000	75,694,000	4,712,735,000
1	療養諸費	4,069,073,000	0	56,694,000	4,125,767,000
1	一般被保険者療養給付費	3,911,092,000		53,908,000	3,965,000,000
2	退職被保険者等療養給付費	87,671,000			87,671,000
3	一般被保険者療養費	57,048,000		2,280,000	59,328,000
4	退職被保険者等療養費	2,102,000			2,102,000
5	審査支払手数料	11,160,000		506,000	11,666,000
2	高額療養費	460,422,000	70,800,000	19,000,000	550,222,000
1	一般被保険者高額療養費	448,200,000	70,800,000	19,000,000	538,000,000
2	退職被保険者等高額療養費	11,472,000			11,472,000
3	一般被保険者高額介護合算療養費	500,000			500,000
4	退職被保険者等高額介護合算療養費	250,000			250,000
3	移送費	230,000	0	0	230,000
1	一般被保険者移送費	150,000			150,000
2	退職被保険者等移送費	80,000			80,000
4	出産育児諸費	31,516,000	0	0	31,516,000
1	出産育児一時金	31,500,000			31,500,000
2	支払手数料	16,000			16,000
5	葬祭諸費 1 葬祭費	5,000,000			5,000,000
3	後期高齢者支援金等 1 後期高齢者支援金等	914,683,000	0	-96,491,000	818,192,000
1	後期高齢者支援金	914,624,000		-96,491,000	818,133,000
2	後期高齢者関係事務費拠出金	59,000			59,000
4	前期高齢者納付金等 1 前期高齢者納付金等	3,089,000	0	-91,000	2,998,000
1	前期高齢者納付金	3,032,000		-91,000	2,941,000
2	前期高齢者関係事務費拠出金	57,000			57,000
5	老人保健拠出金 1 老人保健拠出金	28,000	0	-10,000	18,000
1	老人保健医療費拠出金	1,000		-1,000	0
2	老人保健事務費拠出金	27,000		-9,000	18,000
6	介護納付金 1 介護納付金 1 介護納付金	319,615,000		-3,003,000	316,612,000
7	共同事業拠出金 1 共同事業拠出金	1,728,890,000	0	0	1,728,890,000
1	高額医療費共同事業医療費拠出金	194,547,000			194,547,000
2	保険財政共同安定化事業拠出金	1,534,341,000			1,534,341,000
3	その他共同事業拠出金	2,000			2,000
8	保健事業費	53,404,000	0	0	53,404,000
1	特定健康診査等事業費 1 特定健診・特定保健指導費	51,308,000			51,308,000
2	保健事業費 1 保健普及費	2,096,000			2,096,000
9	基金積立金 1 基金積立金	1,000	0	0	1,000
1	国民健康保険事業運営基金積立金	1,000			1,000
10	公債費 1 一般公債費 1 利子	1,000			1,000
11	諸支出金	5,613,000	39,152,000	950,000	45,715,000
1	償還金及び還付加算金	5,612,000	39,152,000	950,000	45,714,000
1	一般被保険者保険料還付金	5,200,000	1,550,000	950,000	7,700,000
2	退職被保険者等保険料還付金	200,000			200,000
3	償還金	1,000	463,000		464,000
4	一般被保険者還付加算金	200,000			200,000
5	退職被保険者等還付加算金	10,000			10,000
6	国庫支出金返納金	1,000	37,139,000		37,140,000
2	延滞金 1 延滞金	1,000			1,000
12	予備費 1 予備費 1 予備費	5,000,000			5,000,000
	計	7,715,000,000	111,572,000	-22,951,000	7,803,621,000
		補正後予算額	7,826,572,000	7,803,621,000	

平成29年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

資料 ⑨

(単位:円)

款 項 目	歳 入	当 初 予 算 額			予 算 現 額
		当 初 予 算 額	補 正 1 号	補 正 2 号	
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,455,700,000	0	0	1,455,700,000
	1 一般被保険者国民健康保険料	1,425,600,000	0	0	1,425,600,000
	1 医療給付費分現年度分	881,400,000			881,400,000
	2 後期高齢者支援金分現年度分	392,900,000			392,900,000
	3 介護納付金分現年度分	94,600,000			94,600,000
	4 医療給付費分滞納繰越分	35,900,000			35,900,000
	5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	14,900,000			14,900,000
	6 介護納付金分滞納繰越分	5,900,000			5,900,000
	2 退職被保険者等国民健康保険料	30,100,000	0	0	30,100,000
	1 医療給付費分現年度分	16,900,000			16,900,000
	2 後期高齢者支援金分現年度分	7,800,000			7,800,000
	3 介護納付金分現年度分	4,700,000			4,700,000
	4 医療給付費分滞納繰越分	500,000			500,000
	5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	100,000			100,000
	6 介護納付金分滞納繰越分	100,000			100,000
2 国庫支出金		1,100,904,000	23,844,000	53,110,000	1,177,858,000
	1 国庫負担金	1,084,302,000	22,656,000	53,110,000	1,160,068,000
	1 療養給付費等負担金	1,028,403,000	22,656,000	53,110,000	1,104,169,000
	1 現年度分	1,028,402,000	22,656,000	53,110,000	1,104,168,000
	(一般被保険者国庫負担金)	1,028,401,000	22,656,000	53,111,000	1,104,168,000
	(老人保健医療費拠出金に対する負担金)	1,000		-1,000	0
	2 過年度分	1,000			1,000
	2 高額療養費共同事業負担金	48,636,000			48,636,000
	3 特定健康診査等負担金	7,263,000			7,263,000
	2 国庫補助金	16,602,000	1,188,000	0	17,790,000
	1 財政調整交付金	78,000	0	0	78,000
	(特別調整交付金)	77,000			77,000
	(普通調整交付金)	1,000			1,000
	2 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	16,524,000	324,000		16,848,000
	3 社会保障・税番号制度関係システム整備事業補助金	-	864,000		864,000
3 1 療養給付費等交付金		112,444,000	5,702,000	-1,561,000	116,585,000
	1 現年度分	112,443,000		-1,561,000	110,882,000
	2 過年度分	1,000	5,702,000		5,703,000
4 1 前期高齢者交付金		2,324,386,000	0	-190,017,000	2,134,369,000
	1 前期高齢者交付金現年度分	2,324,385,000		-190,017,000	2,134,368,000
	2 前期高齢者交付金過年度分	1,000			1,000
5 県支出金		312,999,000	5,664,000	13,276,000	331,939,000
	1 県負担金	55,899,000	0	0	55,899,000
	1 高額療養費共同事業負担金	48,636,000			48,636,000
	2 特定健康診査等負担金	7,263,000			7,263,000
	2 県補助金	257,100,000	5,664,000	13,276,000	276,040,000
	1 県財政調整交付金	257,100,000	5,664,000	13,276,000	276,040,000
6 共同事業交付金	1 共同事業交付金	1,631,616,000	0	0	1,631,616,000
	1 共同事業交付金	97,275,000			97,275,000
	2 保険財政共同安定化事業交付金	1,534,341,000			1,534,341,000
7 財産収入	1 財産運用収入	1,000			1,000
8 繰入金		716,910,000	432,000	-38,268,000	679,074,000
	1 一般会計繰入金	685,260,000	432,000	-6,618,000	679,074,000
	1 保険基盤安定繰入金	159,900,000		2,417,000	162,317,000
	2 職員給与等繰入金	103,932,000	432,000		104,364,000
	3 出産育児一時金等繰入金	21,000,000			21,000,000
	4 財政安定化支援事業繰入金	15,664,000		-259,000	15,405,000
	5 その他一般会計繰入金	384,764,000		-8,776,000	375,988,000
	2 基金繰入金	31,650,000	0	-31,650,000	0
	1 国民健康保険事業運営基金繰入金	31,650,000		-31,650,000	0
9 繰越金		60,000,000	75,930,000	140,509,000	276,439,000
10 諸収入		40,000	0	0	40,000
	1 延滞金加算金及び過料	14,000			14,000
	2 預金利子	1,000			1,000
	3 雑入	25,000			25,000
計		7,715,000,000	111,572,000	-22,951,000	7,803,621,000

補正後予算額 7,826,572,000 7,803,621,000